

#### 第4 貯蔵及び取扱いの基準(危政令第24条から第27条)

##### 1 危険物の最大取扱数量

給油取扱所における危険物の最大取扱数量は次のとおりとする。(S62 危38)

- (1)給油取扱所における危険物の最大取扱数量は、危政令第17条第1項第5号に規定する専用タンク、廃油タンク等及び簡易タンクの容量の合計により算定すること。
- (2)容器内の危険物(混合燃料、灯油、エンジンオイル、廃油等)の数量の合計を常時指定数量未満とすること。
- (3)附随設備に収納されている危険物の数量の合計を常時指定数量未満とすること。

##### 2 貯蔵及び取扱いの基準

###### (1)駐車場に関する事項

ア 駐車とは、自動車等が停止し、かつ、当該自動車等の運転をする者が給油取扱所の敷地外にあって、直ちに運転することができない状態にあることをいい、当該自動車等の運転をする者が、給油取扱所の敷地内にあり、係員の誘導等により直ちに運転することができる場合を含まないものであること。(S62 危38)

イ あらかじめ固定給油設備から4メートル以内の部分、専用タンクの注入口から3メートル以内の部分及び専用タンクの通気管の先端から1.5メートル以内の部分以外の部分に白線等で明瞭に区画された駐車スペースを設け、自動車等の駐車又は停車の際には、給油のための一時的な停車を除き当該駐車スペース以外の場所を使用しないよう指導すること。(S62 危38)

ウ 駐車スペースにおいて、ミニローリー(少量危険物取扱所)の車庫証明を取り、常置場所にするとは差し支えないが、駐車スペースを移動タンク貯蔵所の常置場所にするとはできないものであること。(S62 危60)

エ 駐車スペースを有料駐車場とすることは、給油業務時間外に係員以外の者が出入りすることとなるので認められないものであること。(H1 危44)

オ 駐車スペースにおいて、レンタカーの車庫証明を取り、常置場所にするとはできないものであること。

###### (2)自動車等の点検・整備等に関する事項

ア 自動車等の点検・整備又は洗浄には、クイックサービス(洗車機、自動車等の点検・整備を行う設備、小型の測定器類等を用いることなく提供される自動車等に関する軽易な役務をいう。)を含まないものであること。(S62 危38)

イ 自動車等の点検・整備については、みだりに火気を使用しないこと(危政令第24条第2号)とされていること等を踏まえ、次によること。(S62 危38)

(ア) スパークプラグテスターによる点検は、建築物内で、かつ、床面から60センチメートル以上の高さの位置で行うこと。

(イ) バッテリー充電は、充電の際の端子接続位置が、建築物内の床面又は空地の舗装面から60センチメートル以上の高さとなる位置において行うこと。

(ウ) このほか、火気を使用する方法又は火花を発生おそれのある方法により、自動車等の点検・整備を行う場合については、建築物内で、かつ、可燃性蒸気の流入しない構造の区画した部分において行うこと。

(エ) オイルフィルター等の部分の洗浄は、軽油等の揮発性の少ない洗浄油を用いて行うこと。

(オ) 可燃性蒸気を発生おそれのある方法により、自動車等の点検・整備を行う場合については、十分な換気を行うこと。

ウ 自動車等の12ヶ月定期点検整備、24ヶ月定期点検整備を給油取扱所で行うことは差し支えないものであること。(S62 危60)

なお、24ヶ月定期点検整備を行うためには、道路運送車両法に基づき陸運事務所から認証を受ける必要がある。

エ 認証の種類等については次のとおり

###### (ア) 認証工場

a すべての部品の分解点検整備をすることができる。

b 「4m×8mのスペースが2カ所及び部品整備作業場が必要である(要明示)。

c 「認証工場」のプレート(縦40cm×横50cm)を掲示する義務がある。

(イ) 専門認証(限定認証)工場

- a ブレーキライニング(ブレーキドラム), 点火装置, ミッション及び前輪・後輪等の各部品のうち, 認証を受けた部品に限って分解整備を行うことができる(自動車からエンジンを外して, そのエンジンの分解整備をすることはできない。)
- b 「4m×6m」のスペースが2ヵ所(点検作業場及び自動車整備作業(要リフト等))が必要である(要明示)。
- c 「専門認証」のプレート(横50cmで認証内容を記載したもの(縦は必要に応じた長さ))を掲示する義務がある。

(ウ) 給油取扱所で認証を受ける際は, 自動整備作業場を整備室(リフト室)に, また点検作業場をキャノピーの下に白線等で明示をして設ける場合が多い。

なお, キャノピーの下で行う点検作業の内容は, 目視によるものであり, その場所に機器を設置することはないが, スパナ及びメガネレンチ等の簡易な器具を使用することはある。

(エ) 点検作業場をキャノピーの下に設ける場合は, 次のことに留意すること。

- a 原則として, 給油空地及び注油空地以外の場所で, かつ, 給油等のために当該給油取扱所に入出する自動車等の障害とならない場所であること。
- b やむを得ず給油空地内に設ける場合は, 給油空地が広範囲に設定されており, 明かに給油に支障が生じない場所であること。
- c 当該場所で火花を発生おそれのある点検作業は行わないこと。
- d 当該場所は, 危険物の規制に関する規則第25条の4第1号に規定する用途として取り扱うこと。
- e 当該場所を設置する際には, 場所を明示した図面を提出するよう指導すること。

(オ) 建基法(用途地域により原動機等が規制されている。)により設置できない場合があるので, 事前に都市計画局建築審査課で確認するよう指導すること。

オ 自動車の部分的な補修を目的とする塗装業務及び自動車の板金業務は, 危省令第25条の4第1項第3号に規定する自動車等の点検・整備に該当すること。

なお, 板金業務に伴い火花を発生おそれのある場合は, 可燃性蒸気又は可燃性微粉が滞留するおそれのない場所で行うなど火気管理を徹底すること。(H31危81)

(3) 物品の販売に関する事項

ア 給油取扱所の建築物において, コンビニエンスストア, スーパーマーケット, 喫茶店, 簡易郵便局, コインランドリー, 宅配ボックスによる宅配物の取次等, 様々な業務を行うことは, 危省令第25条の4第1項第2号に定める用途が, 物品の販売若しくは展示又は飲食物の提供だけではなく, 物品の貸付けのほか行為の媒介, 代理, 取次等の営業ができるものであり, これらの営業に係る商品, サービス等の種類に制限がないものであるため, 給油, 灯油若しくは軽油の詰替え又は自動車等の点検・整備若しくは洗浄のために給油取扱所に入入りする者を対象とする店舗, 飲食店又は展示場の用途に供する部分であると認められる限り, 差し支えないこと。この場合, これ以外の者がこの部分に入入りすることもできること。(S62危38)(H31危81)

イ 2階において物品の販売等が認められる「容易に給油取扱所の敷地外へ避難することができる建築物」の構造とは, 次のいずれかに該当する場合であること。

(ア) 2階から直接屋外階段等で, 隣接地へ避難できる場合

(イ) 2階から屋内階段を使い1階へ降り, 建築物内を通過して直接道路へ避難できる場合

なお, 建築物の2階に金属はしご等の避難器具を設けたものは, 容易に給油取扱所の敷地外へ避難することができる建築物には該当しないこと。

ウ 屋外での物品の販売等の業務を行う場合には, 次の事項に留意すること。(R2危88)

(ア) 裸火等の火気を使用しないこと。

(イ) 可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所では防爆構造の機器等を使用すること。

(ウ) 防火塀の周辺において物品を展示等する場合は, 防火塀の高さ以上に物品等を積み重ねないこと。

(エ) 消火器や消火設備の使用の妨げとなる場所に物品を展示等しないこと。

(オ) 給油や荷卸し等, 危険物の取扱い作業を行う際に必要な空間が確保されるよう, 物品の配置や移動等の管理を適切に実施するための運用方法を計画し, 必要な体制を構築すること。

(カ) 火災時における顧客の避難について、あらかじめ避難経路や避難誘導體制に係る計画を策定すること。

(キ) 物品の販売等を行う場所は、人や車両の通行に支障が生じない場所とすること。

(ク) 上記(オ)及び(カ)で策定した計画は、予防規程に明記すること。

エ 犬走りにおける自動販売機による販売は、認められないこと。(S62 危60)

オ ドライブスルー形式又は窓を介して物品を販売する場合は、販売に供する窓を給油空地又は注油空地の直近に設けない場合にあつては、認めて差し支えないものであること。(H9危31)

カ 販売目的のタイヤを展示するガレージ(鉄骨鉄板製で、前面開口部に火災時に随時容易に閉鎖できるシャッターを設けたもの)を設置し、開放して展示販売をできるものであること。

なお、当該ガレージ内では火気は取り扱わないものであり、給油行為等に支障のない場所に設置すること。(H10危90)

(4) 荷卸し時の固定給油設備等の使用に関する事項(危政令第27条第6項第1号ト)

ア 中仕切りのある専用タンクに危険物を注入するときは、注入している層に接続する固定給油設備等の使用を中止すれば、その他の層に接続する固定給油設備等は使用することができること。

イ 以下の要件を満たし安全対策がなされている場合。(危規則第40条の3の3の2)

(ア) 専用タンクに接続する固定給油設備の給油ノズル及び固定注油設備の注油ノズルは、満量停止する構造のもの。

(イ) 専用タンク及び専用タンクに危険物を注入する移動タンク貯蔵所が、コンタミ防止措置がされている場合。(専用タンクを設ける給油取扱所及び当該移動タンク貯蔵所において貯蔵し、又は取り扱う危険物がいずれも一種類で、その他の保安上支障がないと認められる場合は除く。)

(ウ) 予防規程への作業中の危険物取扱者の立会及び監視、その他保安措置の明記。

(5) 単独荷卸しに係る事項

給油取扱所における移動タンク貯蔵所からの荷卸し作業については、原則として、当該給油取扱所の従業員である危険物取扱者の立会いを必要としているが、給油取扱所に石油を販売し、かつ、運送業者に石油を運搬させる石油供給者(石油元売り会社、商社等)が、単独荷卸しに係る安全対策設備、乗務員に対する教育訓練の内容等単独荷卸しに係る基本事項を定め、当該単独荷卸しの仕組みが適正と認められる場合は、移動タンク貯蔵所の危険物取扱者のみで荷卸しができるものであること。

単独荷卸しの仕組みを審査するにあたっては、当該仕組みについて危険物保安技術協会が行う評価を受けたものについては、その評価結果書を活用することができるほか、「給油取扱所等における単独荷卸しに係る運用について」(H30危44)及び「給油取扱所等における単独荷卸しに係る運用について」に係る執務資料の送付について(H30危176)に基づき行うこと。



(6) 携帯型電子機器の使用に係る事項

「給油取扱所において携帯型電子機器を使用する場合の留意事項等について」(H30危154)に基づき行うこと。

(7) レンタカー業務に係る事項

ア 給油取扱所においてレンタカー業務を行う場合は以下の事項に留意すること。

(ア) 当該給油取扱所で給油を行うレンタカーであること。

(イ) 当該給油取扱所の営業時間外にレンタカー業務を行うことがないこと。

(ウ) セルフスタンドの場合、給油作業等の監視、制御及び顧客に対する必要な指示に支障がないこと。

イ 給油取扱所内にレンタカーを駐車する場合は、以下の場所以外とすること。

(ア) 給油空地

(イ) 注油空地

(ウ) 危省令第25条の8で定める部分

(エ) 危省令第40条の3の4で定める部分

ウ 上記の給油空地は、固定給油設備の配置、給油をする自動車の大きさ、車両の導線等を考慮して判断すべきものであること。(H18危113)

エ レンタカー業務を行うための事務所は、危省令第25条の4第1項第2号に該当すること。(H22危158)